

日タイ経済連携協定における
製品の重量・数量単位コードの「MT」に関する連絡

2025 年 11 月 17 日

日本商工会議所

日タイ経済連携協定（以下、「日タイ協定」）におけるコード一覧表のうち、「製品の重量・数量単位コード（Appendix A.8）」の「MT」に関するご連絡です。

（コード一覧表）

<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

コード「MT」の Description は「mat」ですが、「metric ton」の略と誤認識して、発給申請するケースが複数件発生しています。

「metric ton」に対応するコードを選択する際は、「製品の重量・数量単位コード（Appendix A.8）」の Description で「metric ton」の表記が含まれているコードの中から、インボイスに対応した適切なコードを選択してください。判断に迷う場合は、輸入者を通じて相手国税関に確認ください。

なお、現在、製品の重量・数量単位コード「MT」を選択して、タイ側に e-CO（電子原産地証明書）を送信すると、タイ側のシステムエラーにより、当該 e-CO がタイ側で受領されず、発給システム上の送信ステータスが「送信中（リトライ中）」と表示されますので、ご留意願います。

「metric ton」ではなく、「mat」としてコード「MT」を選択して e-CO の発給申請をする場合においても、タイ側のデータ交換システムが当該 e-CO を受領しない以上、両国政府間の合意事項として「製品の重量・数量単位コード（Appendix A.8）」に「MT」（mat）があるにもかかわらず、e-co および PDF ファイルとも、単位として「mat」を認めない可能性があります。その場合は、タイ税関に、通関時に受入可能な「製品の重量・数量単位コード」をご確認ください。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)